

日本 CLIL 教育学会（略称：J-CLIL）会則内規

（会員の権利）

第 1 条

1. 会員は、セミナー・研究会などの通知を受け取ることができる。
2. 会員は、セミナー・研究会などの研究会の発表者になることができる。
3. 会員は、刊行物を無料で受け取ることができる。
4. 会員は、所定の手続きを経て刊行物に寄稿することができる。
なお、刊行物寄稿規定は別にこれを定める。
5. 会員は、総会に出席することができる。
6. 会員は、その他本会主催の行事に参加することができる。

（会 費）

第 2 条

1. 本会の会費として、正会員は毎年 2,000 円、大学院生会員は 1,000 円を支払うものとする。なお、学生会員は当面无料とする。賛助会員に関しては、毎年原則一口 2,000 円とし 5 口 10,000 円以上とする。口数については制限するものではない。なお、会の運営に関して業務の一部を担当する場合は、それを持って会費に換えることができる。
2. 原則として、2 年間に亘って会費納入がない場合は会員の資格を失う。
ただし、資金寄贈者はこの限りではない。

（総 会）

第 3 条

1. 総会は会員によって構成する。
2. 総会の議長は運営委員の中からその都度選出する。

（運営委員会）

第 4 条 運営委員会の議長は事務局長が務める。

（会 計）

第 5 条 会計担当者は会長が委嘱する。

（内規の改正）

第 6 条 この内規の改正に当たっては、会則改正と同様の手続きを必要とする。

付則 この内規は 2017 年 4 月 1 日から施行する。

2018 年 2 月 3 日 一部改定